

## 令和2年度 事業計画

本会は、定款に定めた事業目的である、社会保険の被保険者及び被扶養者の福利を増進するための事業を行うとともに、社会保険制度の普及発展及び社会保険事業の円滑な運営に寄与するため、次の事業を実施します。

### 1 理事会及び評議員会並びに支部事業運営委員会の開催

#### (1) 理事会

令和元年度 事業報告及び決算等の審議（5月）

令和2年度 事業計画及び予算等の審議（3月）

その他、必要に応じ随時に開催する。

#### (2) 評議員会

令和元年度事業報告及び決算等の審議（定時6月）

その他、必要に応じ随時に開催する。

#### (3) 支部事業運営委員会

令和2年度事業計画の中間報告及び令和3年度事業計画の骨子の策定等の審議（11月）

### 2 社会保険制度の普及宣伝事業

#### (1) 機関紙「社会保険えひめ」の作成と配布

年4回発行し、全会員事業所に配布する。

#### (2) 社会保険事務講習会の開催

6～7月に県内5会場で会員事業所の事務担当者を対象とした社会保険事務講習会を6回開催する。

#### (3) 社会保険事務担当者基礎講座の開催

宇和島市を会場に、南予地域の会員事業所を対象として8～11月（4ヶ月間・月1回・定員100名）にかけて、事務担当者を対象とした「厚生年金の給付」「働き方改革」「労働保険及び雇用保険」を含めた社会保険制度

に係る基礎講座を開催する。

また、松山市を会場に、中予地域の会員事業所を対象として、8月（定員120名）に事務担当者を対象とした「働き方改革」に係る基礎講座を開催する。

(4) 社会保険関係出版物の配布

「令和2年度版 社会保険の事務手続」を全会員事業所に配布する。

(5) ホームページに機関紙を掲載

### 3 被保険者等の健康の保持増進事業

令和2年度においても、令和元年度の事業を引き続き実施する。

なお、令和2年度においては、新居浜地区を対象に「健康セミナー」を開催する。

(1) 健康ウォークの開催（県内3会場）

(2) ボウリング大会の開催

(3) 健康セミナーの開催 ※新規事業

(4) 健康づくり講習会への講師派遣

会員事業所の申込みにより、管理栄養士、鍼灸師、保健体育専門家等を無料派遣する。

(5) 健康づくりDVDの貸出し

(6) ホームページによる事業内容等の周知

### 4 愛媛社会保険委員会連合会への協力助成事業

(1) 月刊誌「社会保険」の配布

(2) 愛媛社会保険委員会連合会の事業への協力

### 5 会員の互助事業等

令和2年度においては、会員の互助事業として、以下の事業を実施する。

(1) 脳ドック検診費用の一部助成

検査費用の内1件当たり3,000円の一部負担を行う。

定員は80名とする。

(2) 施設利用に係る入場料等の一部割引助成

○愛媛新聞社主催の夏期イベントの入場者に対し、1人当たり300円の一部負担を行う。

但し、実施時期については、関係団体と協議のうえ決定する。

○愛媛県総合科学博物館又は愛媛県歴史文化博物館において開催される夏期イベントの入場助成について、関係団体と内容確認のうえ契約を締結してモデル事業として実施する。

(3) とべ動物園の入園無料優待

愛媛県立とべ動物園の入園無料優待として、大人入園料の400円及び小中学生80円の負担を行う。

但し、実施時期を令和2年10月から令和2年12月末の間とする。

(4) 家庭用常備薬の斡旋事業

9月及び翌年3月に被保険者並びにその家族への福利厚生事業の一環として、会員事業所価格で家庭用常備薬の斡旋を行う。

(5) 県内温浴施設に係る一部入浴料助成 ※モデル事業

県内数ヶ所の温浴施設に限定した入浴料の一部助成について、関係団体と内容協議のうえ契約を締結して実施する。

但し、実施時期を令和3年1月から令和3年3月末の間とする。

## 6 会員の拡大等に関する取組み

(1) 社会保険の新規適用事業所への加入勧奨の実施

愛媛社会保険協会の事業案内チラシを作成して、加入勧奨文書とともに送付する。

(2) 会費未納事業所に対して納付催告を実施

11月に会費未納事業所に対して、納付案内文書に事業内容を掲載のうえ納付催告を実施する。

## 7 その他

○ 会員の互助事業の結果分析と拡大の検討

事業予算の縮小から、結果分析でマンネリ化している互助事業の見直しを含め、会員事業所が参加できる地域イベントへの変更を検討する。